

第7回 三田市上下水道事業経営審議会

上下水道料金改定について

—答申に向けた最終案の根拠について—

令和2年8月11日

三田市上下水道部

目 次

- 1 水道料金基本料金 1,100 円とする体系について
- 2 下水道使用料基本使用料 820 円とする体系について

1 水道料金基本料金 1,100 円とする体系について

(1) 水道料金改定額及び率の試算・・・第2回・第3回審議会より

① 水道料金算定期間の決定

令和3年度～令和7年度の5年間で水道料金算定期間とします。

② 算定期間における事業計画

現行の水道料金体系を維持した場合でも、算定期間における事業予測からは、純利益及び資金残高が確保できる見込みのため、早急な料金値上げは必要がないと考えられます。

現行料金体系での純利益(収益的収支)の算出(百万円)

	決算額	予測値					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
収入	2,858	2,759	2,739	2,728	2,696	2,690	2,678
うち料金	2,323	2,292	2,279	2,267	2,237	2,237	2,229
支出	2,371	2,296	2,313	2,321	2,329	2,354	2,361
損益	487	463	426	407	367	336	317

←3～4億円程度の純利益は維持できる見込み

現行料金体系での資金残高の算出(百万円)

	決算額	予測値					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
現金	3,558	3,698	4,020	4,294	4,415	4,230	4,181
基金	571	643	692	741	790	840	890
有価証券	7,126	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087
計	11,254	11,428	11,798	12,122	12,293	12,158	12,158

←120億円前後の資金残高は確保できる見込み

③水道使用者の動向

- 過去 10 年間(平成 21 年度～平成 30 年度)の推移から、使用件数(世帯数)の全体数は増加傾向にあるものの、単身世帯の増加や節水機器の普及などにより 1 世帯あたりの使用水量が減少しており、多量使用者は減少、少量使用者は増加傾向にあります。
- 本市は基本水量制を導入し、基本料金に一定の水量(基本水量 10 m³/月)を付与する料金体系としており、一定量の水使用を促すことで公衆衛生の向上と生活用水の料金を低廉に抑える社会的な配慮を行ってきました。現在、水道普及率も「99.2%」(令和元年度)となり、一定、公衆衛生の向上という目的を果たしました。
- 一方で、基本水量内の使用者は、使用水量に関わらず料金が同額という不公平感が生じており、今後もさらに基本水量内の使用者が増えることが予測される中、その解消が必要であると考えます。国などにおいても、同様に見直しの必要性が示されていることから、今回、「基本水量制のあり方」について検討する必要があります。

過去 10 年間(平成 21 年度～30 年度)の水道使用者の動向

		使用件数	使用水量	料金収入
全体		増加傾向	若干ではあるが、減少傾向	
内訳	少量使用者 (基本水量内・11 m ³ ～20 m ³ /月)	増加傾向		
	多量使用者 (21 m ³ /月～)	減少傾向		

④基本水量内(1 カ月あたり 10 m³以下)の使用者の動向

- 平成 21 年度は 1 カ月あたり 10 m³以下の年間件数は 243,470 件(全体の 19.1%)。平成 30 年度は 1 カ月あたり 10 m³以下の年間件数は 271,941 件(全体の 23.2%)となり、増加傾向にありました。
- 1 カ月あたりの 1 人の平均使用水量は 6.8 m³であり、使用水量に関わらず同一料金となる基本水量内の使用者が増加しており、不公平感が生じています。
- 0 m³から 5 m³までの使用者は、基本水量内の約 44%を占めていますが、その多くは空き家や事務所、公民館、寺社等の常住している可能性が低い使用者であります。

(2) 水道料金改定案について・・・第4回・5回・第6回審議会より

①基本水量制の廃止

基本水量内使用者の増加傾向を踏まえて、使用水量に関わらず同一料金という不公平感を解消するため、一定の減収を前提としますが、経営状況及び財政状況に体力があるこの時期に実態に即した受益者負担の原則に基づく料金体系とし、基本水量は廃止します。

②基本料金の決定

上下水道料金を合算した時に料金負担の公平性及びバランスを確保するため、いずれの使用者であっても値下げが生じない料金体系にするという前提のもと、経営改善が求められる下水道事業の収支試算に基づく下水道使用料が0 m³で820円の改定案が示されたことから、水道基本料金は1,100円の設定とします(上下水道料金合計1,920円/月)。

また、改定対象は基本水量が設定されている一般用の口径20mm以下の使用者を対象とします。

使用水量	現行	改定案
基本料金(0m ³)	1,250	1,100
0m ³ 超～10m ³ まで	—	15
10m ³ 超～20m ³ まで	150	150
20m ³ 超～30m ³ まで	180	180
30m ³ 超～50m ³ まで	240	240
50m ³ 超～100m ³ まで	290	290
100m ³ 超～	350	350

③従量料金の決定

見直しの水量区分は、基本水量内(0 m³～10 m³)であることから、

$$\text{算式：}\{1,250 \text{円(現行 } 10 \text{ m}^3\text{/月の料金)} - 1,100 \text{円(基本料金)}\} \div 10 \text{ m}^3 = 15 \text{円/m}^3$$

よって、従量料金は1 m³につき15円の設定とします。

10 m³を超え以降は、現行料金体系と同料金です。

(4) 最終改定案による純利益及び資金残高の見込み

基本水量の廃止に伴う現行の基本水量内(10 m³以下)の水道料金の引き下げにより、算定期間の各年度において現行より純利益及び資金残高の減収が見込まれますが、経営の赤字化及び資金残高が現状より減少する試算ではないことから、改定案は適正な範囲内と考えられます。

算定期間の純利益(千円)

	R3	R4	R5	R6	R7
現行	425,082	406,716	367,322	336,353	317,050
改定案	416,639	398,186	358,727	327,678	308,300

算定期間の資金残高(千円)

	R3	R4	R5	R6	R7
現行	11,798,384	12,121,788	12,292,514	12,157,766	12,158,207
改定案	11,789,941	12,104,815	12,266,945	12,123,523	12,115,215

料金改定後も純利益及び資金残高の確保は、出来る見込みです。

(5) 改定水道料金新旧対照表

水道料金の新旧対照表

○料金体系区分に0 m³を超え10 m³までを追加し、従量料金体系は5段階から6段階に改定します。

○基本料金の改定(1,250円/月→1,100円/月)及び第1段の従量料金に15円/m³を新設します。

水道料金表(1カ月分、税抜)

新料金体系区分		φ13/φ20		φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100	φ150
		現行	改定案							
基本料金(0m ³)		1,250円	1,100円	1,790円	4,670円	5,930円	13,480円	27,860円	47,630円	130,320円
第1段	0m ³	1,250円	15円/m ³	150円/m ³						
第2段	10m ³									
第3段	20m ³	150円/m ³								
第4段	30m ³	180円/m ³								
第5段	50m ³	240円/m ³								
第6段	100m ³	290円/m ³								
		350円/m ³	350円/m ³							
公衆用浴場	基本料金	13,480円(300m ³ まで)								
	従量料金	70円/m ³ (300m ³ を超える分)								
臨時用	基本料金	6,800円								
	従量料金	700円/m ³								

料金改定

2 下水道使用料基本使用料 820 円とする体系について

(1) 使用料改定額及び率の試算・・・第2回・第3回審議会より

①使用料算定期間の決定

- ・令和3年～7年の5年間を使用料算定期間とします。

②使用料算定期間における事業計画

- ・算定期間における事業計画見込みを作成します。

調定件数見込（5年合計） 1,356,918件(※1)

有収水量見込（5年合計） 54,566,681 m³(※2)

③算定期間における収益的収支の算出

- ・現行の使用料のままの収益的収支の見込みを算出します。

総収入 13,151,154 千円(内使用料収入 5,277,000 千円) 総支出 13,721,352 千円 不足 570,198 千円

④資産維持費の加算

- ・下水道処理サービスの水準の維持向上、施設実体の維持のため、事業内に再投資されるべき資金を確保していきます。
- ・資金を確保していくためには、いずれにしても世代によって公平でなければなりません。
- ・資産維持費として計上する額は、総務省が示す自己資本の年5%相当額という考え方を採用します。

自己資本額 3,928,478 千円 × 5% × 5年 = 982,120 千円(資産維持費)

⑤使用料改定額の決定

(使用料以外の収入)

総支出 13,721,352 千円 + 資産維持費 982,120 千円 - 控除金額 7,874,154 千円 = 6,829,318 千円(総括原価)

6,829,318 千円(改定後の使用料) ÷ 5,277,000 千円(現行使用料) = 29.42%(加重平均改定率)

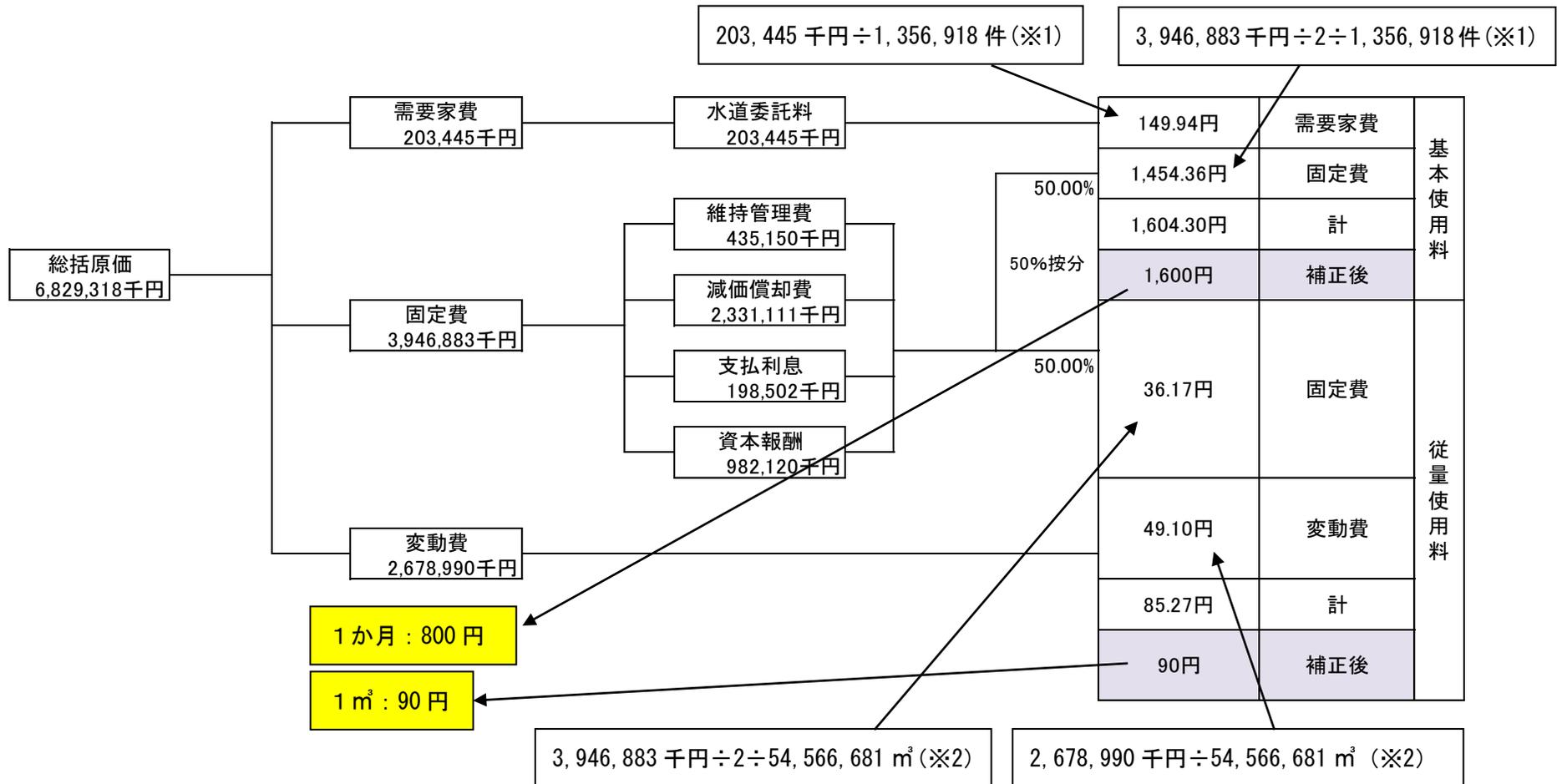
6,829,318 千円(改定後の使用料) - 5,277,000 千円(現行使用料) = 1,552,318 千円(改定に必要な使用料(5年間))

1,552,318千円（改定に必要な使用料） ÷ 5年 = 310,463千円（1年間）

※概ね30%の改定、額にして年間3.1億円の増収が図れる改定が必要と出ました。

(2) 総括原価の配分と使用料への割り当て・・・**第4回審議会より**

・改定する総括原価を需要家費、固定費、変動費に配分し、基本使用料及び従量使用料に割り振ります。



(3) 使用料改定案の決定・・・第5回・第6回より

①基本使用料の決定

第1段階で算出された月800円をベースに審議会での審議の結果、上下水道合算した時に値下げが生じない体系とするため、財政状況の厳しい下水道事業に20円上乘せし、820円とします。

②従量使用料の決定

前ページで算出された1m³90円について今回基本水量を廃止することによって発生する新第1段階と現行の使用料体系の8段階の計9段階に振り分けます。

○積算上の使用料単価(前ページより)

段階	水量(千m ³)	単価	金額(千円)
一律	10,966	90	986,940
合計	10,966		986,940

H30実績水量
数値より試算

○改定案使用料単価

段階	水量(千m ³)	単価	金額(千円)
第1段階	4,625	25	115,625
第2段階	3,040	100	304,000
第3段階	958	110	105,380
第4段階	417	130	54,210
第5段階	229	150	34,350
第6段階	267	185	49,395
第7段階	361	210	75,810
第8段階	286	225	64,350
第9段階	783	240	187,920
合計	10,966		991,040

ほぼ同等の収入が確保できる。

今回は、基本水量制を廃止することに重きを置き、少量使用者の負担を抑える。全体のバランスに配慮し、第1段階使用料を25円、第2段階以降どの段階も現行使用料より20円ずつ負担していただくものとします。

(4) 最終改定案による収入見込み

・算定期間算出数値及びH30実績水量数値で試算

基本使用料 820円 × 271,384件 × 2 = 445,070千円

従量使用料 991,040千円

収入額合計 1,436,110千円

H30決算額(1,092,456千円)との比較・・・プラス343,654千円

R元決算額(1,072,153千円)との比較・・・プラス320,074千円

R3改定時には、概ねプラス310,000千円確保できる見込み

(5) 改定使用料新旧対照表

○下水道使用料新旧対照

区 分		現 行			改 定 案			増減	改定率	
		段階	水量	金額	段階	水量	金額			
一般汚水	基本使用料		0~10m ³	670円		0m ³	820円	150円	22.4%	
	従量使用料 (1m ³ 当たり)					第1段	1~10m ³	25円	25円	皆増
		第1段	11~20m ³	80円	第2段	11~20m ³	100円	20円	25.0%	
		第2段	21~30m ³	90円	第3段	21~30m ³	110円	20円	22.2%	
		第3段	31~50m ³	110円	第4段	31~50m ³	130円	20円	18.2%	
		第4段	51~100m ³	130円	第5段	51~100m ³	150円	20円	15.4%	
		第5段	101~200m ³	165円	第6段	101~200m ³	185円	20円	12.1%	
		第6段	201~500m ³	190円	第7段	201~500m ³	210円	20円	10.5%	
		第7段	501~1,000m ³	205円	第8段	501~1,000m ³	225円	20円	9.8%	
第8段	1,001m ³ ~	220円	第9段	1,001m ³ ~	240円	20円	9.1%			
公衆浴場汚水	基本使用料		0~100m ³	1,500円	据え置き					
	従量使用料 (1m ³ 当たり)		101m ³ ~	15円						